

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日には、
がと日は、
ある)

十三年八月六日に行なうので、漁業法第九十四条第一項において準用する
公職選挙法第三十三条第五項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は、九人である。

昭和四十三年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙に用いる投票用紙の様式を、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十五条第二項の規定により、次のとおり定めた。

昭和四十三年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

章

◆選管告示

鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙期日
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙に用いる投票用紙の様式
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長及びその職務代理者
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長が事務を行なう場所
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるときにくじを行なう場所及び日時
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙会の場所及び日時

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会の委員の任期満了による選挙を昭和四

委員会委員選挙投票

鳥取海区漁業調整

市(町)(村)
選挙管理
委員会印

候補者の氏名
(名 称)

○注 意
一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄
内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)
は、書かないこと。

備考

- 一 用紙は、白色とし、黒色インクで印刷する。
- 二 投票用紙に押すべき印は、当該投票用紙を交付する市町村の選挙管理委員会の印とする。

表

鳥取海区漁業調整
委員会委員選挙投票

市(町)(村)
選挙管理
委員会印

01097

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定めた。

昭和四十三年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長及びその職務代理者を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任したので、漁業法施行令第九条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 選挙長

鳥取市賀露町一四八四番地

二 選挙長職務代行者

岩美郡岩美町大字網代七七番地

川 部 一 男

網 師 銀 藏

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるときにくじを行なう場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十六条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第七項の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるときにくじを行なう場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十六条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第七項の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時

昭和四十三年八月四日 午前十一時

章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十六条第一項において準用する公職選挙法

(昭和二十五年法律第百号) 第七十八条の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

一 場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時

昭和四十三年八月八日 午前十一時

章